

令和8年行政監査実施計画

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第2項、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）並びに令和8年監査基本計画に基づき、令和8年行政監査を次のとおり実施する。

1 監査のテーマ

広報（アンコンシャス・バイアスの視点から）

2 監査の目的

都においては、「2050 東京戦略」の下、全ての「人」が輝き、一人ひとりが幸せを実感できる「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」の実現に向けて取組を進めている。中でも、女性活躍については、「誰もが自らの生き方を性別にとらわれず選択できる」社会の実現に向けて政策を推進することとしている。

令和7年12月には、東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例を制定し、東京都男女平等参画推進総合計画の改定に向けて検討を進めているところであり、この機をとらえて、人口の半分以上を占める女性の力が最大限発揮できるよう、「女性活躍の輪」を社会全体、日本全体に広げる取組を一段と強化していくことが重要であるとしている。

またすでに、令和7年8月には、生活文化局長及び産業労働局長の連名で、全局に対し、女性活躍に向けた取組の強化が依頼され、その中で、各局等所管事業について、女性活躍を阻むアンコンシャス・バイアス（注）の払拭や女性が活躍できる環境整備等、都民や事業者の意識改革や行動変容につながる取組を強化することが求められた。

特に、広報物等（印刷物、プレスリリース、ウェブサイト、SNS、動画、イベント等）の制作に当たっては、性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを助長するものとなっていないか留意することとされた。

都が一人ひとりが輝ける社会の実現に向けた取組を進める中で、広報物等は多くの都民にその取組を訴えかける重要な手段である。そこで、各局等において、各種広報がアンコンシャス・バイアスに留意して行われているか、担当する職員はもとより、全ての職員において、アンコンシャス・バイアスの払拭に向けた意識醸成が行われているか、確認する必要がある。

以上のことから、アンコンシャス・バイアスの視点から広報について監査する。

なお、アンコンシャス・バイアスは性別によるものに限らない概念であるため、本監査では、性別によるアンコンシャス・バイアスはもとより、広くアンコンシャス・バイアスの視点から確認する。

(注) 無意識の思い込み。本人が意識しないうちに、思い込みや先入観が行動や意思決定に影響を与えること。このような思い込みは、差別や不平等を助長する可能性があるため、特に行政や企業の広報・人事・教育などの分野で問題視されている。

3 監査の対象局

政策企画局、総務局、財務局、デジタルサービス局、生活文化局、スポーツ推進本部、住宅政策本部、環境局、福祉局、保健医療局、産業労働局、建設局、港湾局、東京消防庁、交通局、水道局、下水道局、教育庁、警視庁、選挙管理委員会事務局

4 監査の対象範囲

- (1) 広報物等の作成、実施状況等を対象とする。
- (2) 主として、令和7年度の状況を対象とする。

5 監査の主な着眼点

- (1) 各種広報がアンコンシャス・バイアスに留意し、多様な意見を踏まえて行われているか
 - ア 広報物等の作成・実施に当たって、多様な考えや価値観を検討しているか
 - イ 検討の結果を合理的に説明できるか
- (2) 職員のアンコンシャス・バイアスの払拭に向けた意識醸成は適切に行われているか
 - ア どのような研修・啓発を実施しているか
 - イ 研修等の実施状況をどのように把握しているか
- (3) 広報に係る事務手続は適正・適切に行われているか
 - ア 委託で行う場合など、仕様に適切なバイアス対策が記載されているか
 - イ 多様な視点を踏まえたチェック体制を確立しているか

6 監査期間

令和8年9月7日（月曜日）から令和9年1月28日（木曜日）まで（講評を含む）

7 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、令和9年2月に行う。